

令和元年6月11日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件
(うち石油ストーブ(密閉式) 1件、石油温風暖房機(開放式) 1件、
石油ストーブ(開放式) 1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 5件
製品起因か否かが特定できていない事故
(うちスチームアイロン1件、タブレット端末2件、
電気掃除機(充電式、スティック型) 1件、充電器1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び
消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において、審議を予定して
いる案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 鈴木、柳川、牧野

電話: 03-3507-9204(直通)

FAX: 03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900169	平成31年4月29日	令和元年6月6日	石油ストーブ(密閉式)	FF-6817PK	株式会社コロナ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	令和元年6月6日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年5月27日
A201900170	令和元年5月21日	令和元年6月6日	石油温風暖房機(開放式)	FH-323DXR	株式会社コロナ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	奈良県	製造から30年以上経過した製品
A201900173	平成31年2月21日	令和元年6月7日	石油ストーブ(開放式)	不明	株式会社コロナ	火災	倉庫で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	平成31年4月4日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年6月4日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900171	令和元年5月6日	令和元年6月6日	スチームアイロン	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	山形県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年5月28日
A201900172	令和元年5月26日	令和元年6月6日	タブレット端末	火災	当該製品のバッテリーを焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	
A201900174	令和元年5月25日	令和元年6月7日	電気掃除機(充電式、スティック型)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	令和元年6月6日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年5月27日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A201900175	平成31年3月30日	令和元年6月7日	充電器	火災	車庫で当該製品に他社製のバッテリーを接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	香川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年6月4日
A201900176	平成31年4月13日	令和元年6月7日	タブレット端末	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年5月28日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議を予定している案件

該当案件なし